

相模原市・城山町（法定合併協議会）

相模原市・藤野町（法定合併協議会）

第4回 相模原市・城山町合併協議会
第8回 相模原市・藤野町合併協議会
合同会議

日時：平成19年1月17日（水）午前10時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原市・城山町合併協議会事務局>

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL(042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

<報告事項>

- (1) 平成18年度合併協議会事業報告について
 - 報告第13号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業報告について…………… 1
 - 報告第15号 平成18年度相模原市・藤野町合併協議会事業報告について…………… 4

- (2) 平成18年度合併協議会決算見込について
 - 報告第14号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会決算見込について…………… 7
 - 報告第16号 平成18年度相模原市・藤野町合併協議会決算見込について…………… 9

- (3) 合併協議会の廃止について
 - 報告第15号 相模原市・城山町合併協議会の廃止について…………… 11
 - 報告第17号 相模原市・藤野町合併協議会の廃止について…………… 12

- (4) 総合的な事務所及び地域自治区等について
 - 報告第16号 総合的な事務所及び地域自治区等について…………… 13
 - 報告第18号 総合的な事務所及び地域自治区等について…………… 14

その他

- (1) 合併記念式典等の実施について…………… 22
- (2) 暮らしのガイドブックの発行について…………… 24
- (3) 新宿における新相模原市誕生PRキャンペーンについて…………… 26

(1) 平成18年度合併協議会事業報告について

報告第13号

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業報告について

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業報告について、別紙のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業報告

平成18年12月31日現在

1 会議の開催

第1回相模原市・城山町合併協議会

日時：平成18年4月24日（月）午後1時30分から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

第2回相模原市・城山町合併協議会

日時：平成18年5月9日（火）午後1時30分から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

第3回相模原市・城山町合併協議会

日時：平成18年5月31日（水）午前10時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

第4回相模原市・城山町合併協議会（予定）

日時：平成19年1月17日（水）午前10時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

*第8回相模原市・藤野町合併協議会と合同開催予定

2 合併準備の推進

各種の事務事業調整をはじめ、合併に必要な諸準備を進めた。

3 広報の実施

(1) 合併協議会だよりの発行（相模原市・藤野町合併協議会との合同発行）

各号250,000部を発行し、1市2町の各世帯へ配布した。

第12号 平成18年 4月20日

第13号 平成18年 5月 1日

第14号 平成18年 5月15日

第15号 平成18年 6月15日

第16号 平成18年 8月 1日

第17号 平成18年12月15日

第18号 平成19年 2月15日（予定）

(2) ホームページの運営

平成18年4月12日に開設したホームページの更新を適宜行った。

(3) 合併周知及び新市 PR 事業の実施（相模原市・藤野町合併協議会との合同実施）

ロゴマーク及びキャッチフレーズを作成し、横断幕等に活用し、1市2町の合併の周知及び新市誕生を広く周知した。（一部作成中）

横断幕、懸垂幕	38枚	（1市2町の庁舎、区域27箇所に設置）
バナー（大）	500枚	（1市2町の公共施設等に掲示）
バナー（小）	1,000枚	（1市2町の商店会の街路灯等へ掲示）
看板	6基	（1市2町の庁舎に設置）
ステッカー	1,040枚	（1市2町の公用車へ貼付）
	270枚	（神奈川中央交通(株)所有のバスへ掲示）
ポスター	10,000枚	（1市2町の公共施設、自治会掲示板、事業所等）
エコーはがき	50,000枚	（1市2町の各郵便局で販売）

(4) 暮らしのガイドブックの発行（相模原市・藤野町合併協議会との合同実施）

相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い変更となる行政サービスの内容や窓口における手続きなどについて、主に2町住民に周知するため作成するもの。（作成中）

発行予定日：平成19年2月1日（城山町及び藤野町の町民には、各世帯に配布）

発行予定数：19,000部

(5) 小・中学生向け合併周知リーフレットの発行（相模原市・藤野町合併協議会との合同実施）

1市2町の小・中学生に対し、1市2町が合併することを周知するため作成したもの。

発行日：平成19年1月9日（各小中学校を通じて配付）

発行数：66,000部

4 その他

1市2町の合併に伴う住民等からの問い合わせ等について、対応した。

報告第15号

平成18年度相模原市・藤野町合併協議会事業報告について

平成18年度相模原市・藤野町合併協議会事業報告について、別紙のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度相模原市・藤野町合併協議会事業報告

平成18年12月31日現在

1 会議の開催

第8回相模原市・藤野町合併協議会

日時：平成19年1月17日（水）午前10時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

*第4回相模原市・城山町合併協議会と合同開催予定

2 合併準備の推進

各種の事務事業調整をはじめ、合併に必要な諸準備を進めた。

3 広報の実施

(1) 合併協議会だよりの発行（相模原市・城山町合併協議会との合同発行）

各号250,000部を発行し、1市2町の各世帯へ配布した。

第12号 平成18年 4月20日

第13号 平成18年 5月 1日

第14号 平成18年 5月15日

第15号 平成18年 6月15日

第16号 平成18年 8月 1日

第17号 平成18年12月15日

第18号 平成19年 2月15日（予定）

(2) ホームページの運営

平成17年4月1日に開設したホームページの更新を適宜行った。

(3) 合併周知及び新市PR事業の実施（相模原市・城山町合併協議会との合同実施）

ロゴマーク及びキャッチフレーズを作成し、横断幕等に活用し、1市2町の合併の周知及び新市誕生を広く周知した。（一部作成中）

横断幕等 38枚（1市2町の庁舎、区域27箇所に設置）

バナー（大） 500枚（1市2町の公共施設等に掲示）

バナー（小） 1,000枚（1市2町の商店会の街路灯等へ掲示）

看板 6基（1市2町の庁舎に設置）

ステッカー 1,040枚（1市2町の公用車へ貼付）

270枚（神奈川中央交通㈱所有のバスへ掲示）

ポスター 10,000枚（1市2町の公共施設、自治会掲示板、事業所等）

エコーはがき 50,000枚（1市2町の各郵便局で販売）

(4) 暮らしのガイドブックの発行（相模原市・城山町合併協議会との合同実施）

相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い変更となる行政サービスの内容や窓口における手続きなどについて、主に2町住民に周知するため作成するもの。（作成中）

発行予定日：平成19年2月1日（城山町及び藤野町の町民には、各世帯に配布）

発行予定数：19,000部

(5) 小・中学生向け合併周知リーフレットの発行（相模原市・城山町合併協議会との合同実施）

1市2町の小・中学生に対し、1市2町が合併することを周知するため作成したもの。

発行日：平成19年1月9日（各小中学校を通じて配付）

発行数：66,000部

4 その他

1市2町の合併に伴う住民等からの問い合わせ等について、対応した。

(2) 平成18年度合併協議会決算見込について

報告第14号

平成18年度相模原市・城山町合併協議会決算見込について

平成18年度相模原市・城山町合併協議会決算見込について、別紙のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度 相模原市・城山町合併協議会歳入歳出決算見込書

※ 平成18年12月31日現在における
平成19年3月10日時点での決算見込額

◆歳入

(単位：円)

款項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金	40,000,000	40,000,000	0	0
1 1 負担金	40,000,000	40,000,000	0	0
合計	40,000,000	40,000,000	0	0

◆歳出

(単位：円)

款項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費	36,030,000	28,669,323	7,360,677	7,360,677
1 1 事業推進費	36,030,000	28,669,323	7,360,677	7,360,677
2 総務費	3,530,000	2,918,704	611,296	611,296
1 1 事務局費	3,530,000	2,918,704	611,296	611,296
3 予備費	440,000	0	440,000	440,000
1 1 予備費	440,000	0	440,000	440,000
合計	40,000,000	31,588,027	8,411,973	8,411,973

歳入決算額 40,000,000 円

歳出決算額 31,588,027 円

歳入歳出差引残額 8,411,973 円(合併後の相模原市へ繰り入れ)

報告第16号

平成18年度相模原市・藤野町合併協議会決算見込について

平成18年度相模原市・藤野町合併協議会決算見込について、別紙のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度 相模原市・藤野町合併協議会歳入歳出決算見込書

※ 平成18年12月31日現在における
平成19年3月10日時点での決算見込額

◆歳入

(単位：円)

款項		予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	負担金	22,000,000	22,000,000	0	0
1	負担金	22,000,000	22,000,000	0	0
2	諸収入	0	0	0	0
1	諸収入	0	0	0	0
合計		22,000,000	22,000,000	0	0

◆歳出

(単位：円)

款項		予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	事業費	16,315,000	16,040,388	274,612	274,612
1	事業推進費	16,315,000	16,040,388	274,612	274,612
2	総務費	5,645,000	2,501,133	3,143,867	3,143,867
1	事務局費	5,645,000	2,501,133	3,143,867	3,143,867
3	予備費	40,000	0	40,000	40,000
1	予備費	40,000	0	40,000	40,000
合計		22,000,000	18,541,521	3,458,479	3,458,479

歳入決算額 22,000,000 円

歳出決算額 18,541,521 円

歳入歳出差引残額 3,458,479 円(合併後の相模原市へ繰り入れ)

(3) 合併協議会の廃止について

報告第15号

相模原市・城山町合併協議会の廃止について

相模原市・城山町合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成19年3月11日から津久井郡城山町を廃し、その区域を相模原市に編入することに伴い、同法第252条の6の規定により、平成19年3月10日をもって相模原市・城山町合併協議会を廃止する。
- 2 協議会の予算の取扱いについて
 - (1) 協議会の予算は、協議会規約第18条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査を受ける。
 - (2) 決算及び監査報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員であった者に通知する。
 - (3) 協議会の決算後に剰余金が生じた場合は、相模原市に引き継ぐ。

報告第17号

相模原市・藤野町合併協議会の廃止について

相模原市・藤野町合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成19年3月11日から津久井郡藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入することに伴い、同法第252条の6の規定により、平成19年3月10日をもって相模原市・藤野町合併協議会を廃止する。
- 2 協議会の予算の取扱いについて
 - （1）協議会の予算は、協議会規約第18条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査を受ける。
 - （2）決算及び監査報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員であった者に通知する。
 - （3）協議会の決算後に剰余金が生じた場合は、相模原市に引き継ぐ。

(4) 総合的な事務所及び地域自治区等について

報告第16号

総合的な事務所及び地域自治区等について

総合的な事務所及び地域自治区等について、別紙1及び別紙2のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

報告第18号

総合的な事務所及び地域自治区等について

総合的な事務所及び地域自治区等について、別紙1及び別紙2のとおり報告する。

平成19年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

総合的な事務所の名称及び行政組織について

合併後の城山町及び藤野町の区域における事務執行体制の構築のため、行政組織の一部改正を行う。

1 合併後の旧町役場の名称について

合併の期日をもって、現在の城山及び藤野の町役場を、各々『総合事務所』とする。

現 行	新 市
城山町役場	城山総合事務所（しろやまそうごうじむしょ）
藤野町役場	藤野総合事務所（ふじのそうごうじむしょ）

「城山総合事務所」及び「藤野総合事務所」は、庁舎名称として取り扱う。

2 総合事務所の行政組織の基本的な考え方

総合事務所の組織については、現行の組織機構を参考にしながら、住民サービスの低下を招かないようにするとともに、効率的な事務執行体制の構築を図る。

3 具体的な組織案

城山総合事務所、藤野総合事務所には、それぞれ地域自治区事務所を設置するほか、本庁各部の出先機関を設け、住民サービスの提供に努める。

具体的な組織案は、「合併前と合併後の組織体制比較表」のとおり。

4 職員数

現在の各町役場で配置されている職員数を参考に、総務・企画等の内部管理業務の本庁機関への集約、県からの移管事務への対応などを勘案した結果、城山総合事務所には120人程度、藤野総合事務所には90人程度の職員の配置を見込んでいる。

合併前と合併後の組織体制比較表

城山町(案)

現行の体制
城山町役場
地域自治区事務所

合併後
城山総合事務所

主な事務分掌

政策秘書課
合併推進課
総務課
財務課

城山町地域自治区事務所

地域協議会の運営と庶務
まちづくりの企画立案
芸術及び文化の振興
自治団体の育成事務
広報活動に関する事務
地域自治区内の情報収集及び地域との総合調整
財産区に関する連絡調整事務
川尻及び中沢財産区の管理及び運営
文書事務
庁舎及び公用車両等の管財事務
その他事務所内の庶務
本庁との総合調整

総務企画部門の大部分は、本庁機関へ集約

市民サービス部門

税務課
収納課
町民課

城山市民課

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務
各種申請書の受理
国民健康保険に係る資格認定、給付、収納事務
国民年金に係る諸届の相談、受付及び審査
市政相談、市民相談等に関する事務
市税等に係る諸申請の受付、証明発行
原動機付自転車等に係る登録等の申告並びに標識の交付
固定資産税の課税証明、届出等の受付、縦覧業務
市税に係る収納

保健福祉部門

福祉推進課
高齢者福祉課
中央保育所
西部保育所

城山福祉課

中央保育園
西部保育園

城山幼稚園

人権啓発事業、民生(児童)委員活動事業
ねたきり高齢者等おむつ支給事業
災害援護事業、行旅死亡人に関する事務
各種社会福祉団体補助金
医療受給対象者・医療費助成対象者の資格の認定
申請受付、喪失及び異動事務
生きがい農園運営事業、敬老事業、高齢者の在宅福祉サービス、生きがいセンターの維持管理
介護保険に係る相談事務、介護保険料の訪問徴収事務
児童手当の認定・支給申請受付、母子・父子家庭等の手当の認定・支給申請受付
放課後児童健全育成事業
保育所の運営補助
宿泊費助成請求等各種申請等の受付
障害者福祉団体等との連絡調整事務
生活保護事務の一部(保護金品の支給事務等)
五法に規定する福祉の措置
青少年健全育成に関する事務
公立幼稚園に関する事務

保健推進課

中央保健センター城山チーム

健康教育、健康相談等の保健事業
養育医療・育成医療等の申請受付
犬の登録受付

産業・環境・土木部門

経済課
環境防災課

城山経済環境課

経済関連団体の指導及び連絡
城山地区固有観光振興・イベント、
観光施設等の管理
農業、林業に関する事務
自然エネルギー等利用設備設置補助金の受付
里山支援事業
開発行為に係る緑化指導、公園に係る協議
鳥獣捕獲等の許可事務
美化推進、集団資源回収事業に関する事務

都市計画課
都市整備課
施設管理課

城山建設課

都市計画証明事務
開発行為の事前相談・協議
路外駐車場の設置等の届出受付
建物に係る総合相談
市営住宅に関する事務
道路の占用許可
道路の維持補修工事
開発行為に係る指導・協議(道路・下水道)
河川及び水路の維持管理
公共下水道等の維持管理
下水道事業に係る受益者負担金等の徴収
地籍調査事務

教育部門

教育総務課
生涯学習課
学校給食センター
幼稚園
小学校
中学校

城山教育課

城山学校給食センター

小学校
中学校

児童生徒の就学に関する事務
学校給食に関する事務
学習指導及び生徒指導
人権教育及び国際教育等
公民館・公民館図書館の維持管理
文化財の保存及び活用
スポーツ団体の指導育成事務

その他

収入役(会計班)
議会事務局
監査委員事務局
選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

本庁機関へ集約

西農業委員会へ集約

合併前と合併後の組織体制比較表

藤野町(案)

現行の体制	合併後	主な事務分掌
<p>藤野町役場</p> <p>地域自治区事務所</p>	<p>藤野総合事務所</p> <p>藤野町地域自治区事務所</p>	<p>地域協議会の運営と庶務 まちづくりの企画立案 芸術及び文化の振興 自治団体の育成事務 広報活動に関する事務 地域自治区内の情報収集及び地域との総合調整 財産区に関する連絡調整事務 吉野、小淵、沢井、日連、名倉及び佐野川財産区の管理及び運営 文書事務 庁舎及び公用車両等の管財事務 その他事務所内の庶務 本庁との総合調整</p>
<p>合併推進課 企画課 総務課</p>	<p>総務企画部門の大部分は、本庁機関へ集約</p>	
<p>市民サービス部門</p> <p>税務課 町民課</p>	<p>藤野市民課</p>	<p>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務 各種申請書の受理 国民健康保険に係る資格認定、給付、収納事務 国民年金に係る諸届の相談、受付及び審査 市税相談、市民相談等に関する事務 市税等に係る諸申請の受付、証明発行 原動機付自転車等に係る登録等の申告並びに標識の交付 固定資産税の課税証明、届出等の受付、縦覧業務 市税に係る収納</p>
<p>牧野支所 佐野川支所</p>	<p>牧野連絡所 佐野川連絡所</p>	<p>各種申請受付、証明発行 地区の団体事務 牧野財産区の管理及び運営(牧野連絡所のみ) 公共施設(公民館・改善センター等)の管理及び運営</p>
<p>保健福祉部門</p> <p>健康福祉課</p>	<p>藤野福祉課</p>	<p>人権啓発事業、民生(児童)委員活動事業 ねたきり高齢者等おむつ支給事業 災害援護事業、行旅死亡人に関する事務 各種社会福祉団体補助金 医療受給対象者・医療費助成対象者の資格の認定 申請受付、喪失及び異動事務 生きがい農園運営事業、敬老事業、高齢者の在宅福祉サービス、生きがいセンターの維持管理 介護保険に係る相談事務、介護保険料の訪問徴収事務 児童手当の認定・支給申請受付、母子・父子家庭等の手当の認定・支給申請受付 放課後児童健全育成事業 保育所の運営補助 宿泊費助成請求等各種申請等の受付 障害者福祉団体等との連絡調整事務 生活保護事務の一部(保護金品の支給事務等) 五法に規定する福祉の措置 青少年健全育成に関する事務 公立幼稚園に関する事務</p>
<p>日連保育所</p> <p>日連診療所</p>	<p>日連保育園</p> <p>日連診療所</p> <p>ふじの幼稚園</p>	
	<p>津久井保健センター藤野チーム</p>	<p>国保診療所 健康教育、健康相談等の保健事業 養育医療・育成医療等の申請受付 犬の登録受付</p>

産業・環境・土木部門

まちづくり課
ふじのやまなみ温泉

藤野経済環境課

経済関連団体の指導及び連絡
藤野地区固有観光振興・イベント、
観光施設等の管理
農業、林業に関する事務
自然エネルギー等利用設備設置補助金の受付
開発行為に係る緑化指導、公園に係る協議
鳥獣捕獲等の許可事務
美化推進、集団資源回収事業に関する事務

地域整備課
上下水道課

藤野建設課

都市計画証明事務
開発行為の事前相談・協議
路外駐車場の設置等の届出受付
建物に係る総合相談
市営住宅に関する事務
道路の占用許可
道路の維持補修工事
開発行為に係る指導・協議(道路・下水道)
簡易水道に関すること
河川及び水路の維持管理
公共下水道等の維持管理
下水道事業に係る受益者負担金等の徴収

教育部門

教育総務課
社会教育課
幼稚園
小学校
中学校

藤野教育課

小学校
中学校

児童生徒の就学に関する事務
スクールバスの運行に関する事務
学校給食に関する事務
学習指導及び生徒指導
人権教育及び国際教育等
公民館・公民館図書館の維持管理
文化財の保存及び活用
スポーツ団体の指導育成事務

その他

出納室
議会事務局
監査委員事務局
選挙管理委員会事務局

本庁機関へ集約

農業委員会事務局

西農業委員会へ集約

地域自治区の事務所及び地域協議会の概要について

1 地域自治区事務所の主な事務分掌について

城山町地域自治区事務所	藤野町地域自治区事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の運営と庶務 ・自治団体の育成事務 ・地域自治区内の情報収集及び地域との総合調整 ・庁舎及び公用車両等の管財事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの企画立案 ・芸術及び文化の振興 ・広報活動に関する事務 ・文書事務 ・その他事務所内の庶務 ・本庁との総合調整
<ul style="list-style-type: none"> ・財産区に関する連絡調整事務 ・川尻及び中沢財産区の管理及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産区に関する連絡調整事務 ・吉野、小湊、沢井、日連、名倉及び佐野川財産区の管理及び運営 ※ 牧野財産区の管理及び運営については、牧野連絡所で所掌する。

2 地域協議会について

内容\自治区名	城山町	藤野町
協議会の役割	以下の①～③について意見を述べること。 ① 地域自治区事務所が所掌する事務に関すること ② 市が行う地域自治区の区域にかかわる事務に関すること ③ 地域自治区の住民との連携強化に関すること あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない事項 ① 合併市町村基本計画の変更に関すること ② 合併協議会の協議事項の変更に関すること ③ 総合計画の策定や変更に関すること など	
委員の選任	選任については、地域協議会の設置時は城山町長、藤野町長から推薦があった者を市長が選任する。	
委員の定数	26 人程度	24 人程度
委員構成	地域関係 6、 保健福祉関係 3、 産業経済関係 4、教育関係 5、 学識経験者 4 (内、議員経験者 4)、 公募委員 4	地域関係 9、 健康福祉関係 2、 産業経済関係 2、教育関係 2、 学識経験者 6 (内、議員経験者 4)、 公募委員 3
	公募委員は両町ともに 11/1 付広報紙等により募集開始し、1 月中旬までに選考予定	
費用弁償	委員への費用弁償は会議等 1 回の参加につき 2,000 円とする。	
予算措置	地域自治区運営事業 [主な内容] 地域創生まちづくり協働事業交付金 (城:4,000 千円 藤:3,000 千円) 新市市民交流事業補助金 (相 (城・藤地域分)・城・藤:各 1,000 千円) 他 ※予算は、要求額	
委嘱式 第 1 回協議会	3 月 11 日の総合事務所開所式後委嘱状を交付。 引き続き、第 1 回地域協議会を開催し、会長、副会長の選出のほか、 事業計画等について協議を行う予定。	

3 地域自治区が実施する事業について

○ 地域創生まちづくり協働事業交付金

目的：城山町、藤野町で住民、NPO、企業などが主体となって取り組む協働事業を支援することにより、地域自治区の魅力を創出する。

対象事業：住民、NPO、企業などが主体となり、通年に亘って取り組む協働事業。

対象団体：上記主体が事業を企画、実施するために地域自治区の住民などにより組織した実行委員会。

交付金額：城山町地域 4,000千円（予算要求額）

藤野町地域 3,000千円（予算要求額）

手続：地域協議会の下に実行委員会を組織し、事業計画書、予算書等を作成し、地域協議会の議を経て市長の承認を受ける。

（各地域自治区事務所が事務担当）

その他：制度は3年間のサンセット事業とし、事業評価結果を踏まえて見直しを行う。

他の市補助制度の交付対象となるものについては、適用しない。

○ 新市市民交流事業補助金

目的：新市市民の一体感を醸成するため、市民相互の交流活動を促進する。

対象事業：市民団体やNPOなどが主体（参加者概ね30人以上）となつて行う旧市町の市民団体、NPOなどとの交流事業。

助成金額：1団体につき、年1事業とし、事業費の1/2以内の額（限度額100千円）
宿泊を伴う場合は200千円を限度とする。飲食費は対象外（但し料理材料は可）

予算は旧相模原市、旧城山町及び旧藤野町分合計で3,000千円

手続：事業計画書、予算書等を作成し市長の承認を受ける。

（市民協働推進課、各地域自治区事務所が担当）

その他：制度は3年間のサンセット事業とし、他の補助交付対象となるものは適用しない。

その他

(1) 合併記念式典等の実施について

1 目的

平成19年3月11日の相模原市、城山町及び藤野町の合併による新市の誕生を祝うとともに、合併功労者をねぎらい、津久井地域との合併による新しい「相模原市」を内外へ発信し、70万人の新住民による「自然と産業が調和し、人と人がふれあう活力ある自立分権都市 相模原」を目指すことを誓いあう。

また、現在の城山町役場、藤野町役場は、それぞれ新市の総合事務所として、より身近な質の高い住民サービスや地域住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を開始するとともに、地域自治区事務所として地域協議会の庶務を行うなど、地域住民の活動拠点となることを周知する。

2 総合事務所銘板除幕式

- (1) 日 時 平成19年3月11日(日) 午前8時30分から8時50分まで
- (2) 場 所 城山、藤野の各総合事務所銘板前(城山…正面入口、藤野…正面入口)
- (3) 出席者 市助役等、旧町長、旧町議会議員、地域協議会委員 ほか
- (4) 実施内容 銘板除幕、市旗掲揚(*雨天時省略)、あいさつ等

3 総合事務所開所式

- (1) 日 時 平成19年3月11日(日) 午前9時20分から9時50分まで
- (2) 場 所 城山、藤野の各総合事務所正面玄関前
- (3) 出席者 市助役等、市議会正副議長、旧町長、旧町議会議員、地域協議会委員 ほか
- (4) 実施内容 事務引継ぎ、くす玉割等

4 地域協議会委員委嘱式

- (1) 日 時 平成19年3月11日(日) 午前9時55分から10時20分まで
- (2) 場 所 城山総合事務所…旧城山町町民センター2階大会議室
藤野総合事務所…旧藤野町本庁舎3階会議室
- (3) 出席者 市長助役等、市議会正副議長、旧町長、旧町議会議員、地域協議会委員ほか
- (4) 実施内容 委嘱状交付等

5 合併記念式典

- (1) 日 時 平成19年3月11日(日) 午後1時30分から(受付開始12時半)
- (2) 場 所 相模原市民会館ホール
- (3) 招待者 約1,050名
- (4) 実施内容 オープニングアトラクション(和太鼓)、市町村合併功労者総務大臣表彰、感謝状・記念品贈呈、来賓祝辞、新市紹介ビデオ上映、合併記念アトラクション(民族・伝統芸能) ほか

(5) 合併記念祝賀会

- ・日 時 平成 19 年 3 月 11 日（日） 午後 4 時 45 分から午後 6 時まで
- ・場 所 相模原市けやき体育館体育室

※ その他、相模原市民会館前の広場で、新・相模原市の特産品の販売を午前 10 時から行う予定。

(2)「暮らしのガイドブック」の発行について

1 目的

相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い変更となる行政サービスの内容や窓口における手続きなどについて、主に城山町及び藤野町の住民に周知する。

2 名称

「暮らしのガイドブック ～城山町・藤野町のみなさまへ～」

3 編集・発行者

相模原市・城山町合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会

4 発行日

平成19年2月1日

5 規格・発行部数

A4版カラー 19,000部

6 配布対象者

- (1) 城山町及び藤野町住民（各町広報紙2月1日号と同時に自治会等を通じて全世帯に1部ずつ配布）
- (2) 2月1日以降の城山町及び藤野町への転入者
- (3) 1市2町議会議員
- (4) 合併協議会委員等
- (5) 国・県等関係機関
- (6) 1市2町各種団体

※ 1市2町の主な公共施設においても配布

7 構成

掲載順	項目
1	合併後の住所
2	合併後の住所変更手続き
3	地域自治区
4	合併後の組織と業務
5	各課からのお知らせ
	① 暮らしの窓口
	② 税金
	③ 国民健康保険・介護保険
	④ 暮らしと環境(ごみ・資源、下水道、簡易水道、道路、仕事、住まい、環境、動物、農業、その他)
	⑤ 子育て(健康、保育、手当、教育)
	⑥ お年寄り
	⑦ 障害のある方(相談窓口、医療・手当・助成、各種サービス)
	⑧ その他の福祉(生活保護、母子・父子家庭の方への援助、社会福祉協議会)
	⑨ 保健・衛生
	⑩ 広報・広聴
	⑪ 消防・救急・急病診療
	⑫ 文化・教養・レクリエーション施設
6	公共施設の名称変更
7	新「相模原市」の主な公共施設
8	さがみはらネットワークシステム
9	市議会議員選挙
10	相模原市コールセンター

(3) 新宿における新相模原市誕生PRキャンペーンについて

1 目的

合併による新市誕生を契機に、都市間競争を勝ち抜いていく出発点として、新市内の鉄道3路線（小田急線・京王線・JR中央本線）の起点駅である新宿駅周辺において、大規模なPRキャンペーン事業を行い、本市の知名度の向上とイメージアップを図り、観光客の増加と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

2 場所

- ①新宿駅東口ステーションスクエア
- ②新宿アルタビジョン
- ③小田急線新宿駅
- ④新宿駅西口広場イベントコーナー

3 期間

平成19年3月10日（土）から25日（日）までの16日間

- ・ オープニングイベント：3月10日（土）
- ・ 物産展・観光PRキャンペーン：3月23日（金）から25日（日）までの3日間

4 内容

- ① 新宿駅東口ステーションスクエア
 - ・ 新市誕生告知用大型広告の掲出
 - ・ オープニングイベント
- ② 新宿アルタビジョン
 - ・ 大型ビジョンによる新市PR用CMの放映
- ③ 小田急線新宿駅
 - ・ 新市誕生告知ポスターの掲出
- ④ 新宿駅西口広場イベントコーナー
 - ・ 物産展
 - ・ 観光PRコーナー
 - ・ 市に所縁のある著名人によるトークショーや市内伝統芸能の披露などのステージイベント（24日～25日は東口ステーションスクエアでも同時開催）